

小山内総合法務事務所

Tel:042-773-3823

Mail:osanai.kazue8@gmail.com

ホームページ:

<http://osanai-houmu.com/>



<提供サービス>

- ・遺言書
- ・遺産分割協議書
- ・相続手続き
- ・成年後見
- ・生前贈与
- ・事業承継
- ・ファイナンシャルプランニング 他

この会報は、お世話になった方々やセミナー参加者にお届けしています。お届け先様からのご相談は初回無料で承っています。



今回のテーマは「金融資産の相続」です。

明けましておめでとうございます。本年も皆様にとって良い年になりますようにお祈りしております。

さて、高齢になると、そろそろ自分の持っている金融資産をどう処分するか、あるいはそのまま子供たちに相続させるかを考えるべきです。ある調査によると、このことについて高齢者の半数は考えていないのだそうです。

金融資産には、銀行預金、株式、債券、投資信託、投資用不動産、生命保険、タンス預金などがあります。金融資産は、通常複数の金融資産が、その持ち主が最適と考える比率で組み合わせられています。これをポートフォリオと言います。ポートフォリオには持ち主つまり運用者の運用方針が詰まっています。ゆっくりと長い時間をかけて自分たちの老後や子供たちの将来の資産形成の助けにするために蓄えてきたもの、あるいはリスクを抱えながら中短期で儲けを狙ったもの、それらをバランス良く組み合わせると成長と貯蓄の両方を意図したものなど様々です。くしくもこの2024年から、新NISAがスタートし、テレビや新聞紙上を賑わし、貯蓄から投資への呼び水となっています。日経平均株価も年明け早々33年来の高値を付けました。資産運用の方法を考えるチャンスが来ていると同時に、高齢者はこれまで続けてきたものをどのように次世代に引き継ぐべきかを考える時期が来ています。その際には、子供たちの負担にならないように、相続税が低く抑えられる方法を考えることも大切でしょう。今回は、相続税を中心に話しを進めます。

相続税には基礎控除があり、それを超えた分が課税対象になります。基礎控除は「3000万円+法定相続人の数×600万円」です。子供2人の家族の場合、夫からみると法定相続人は妻と子供2人の、合わせて3人が法定相続人ですから、基礎控除は4800万円となります。つまり資産が4800万円以下なら相続税はかかりません。これを超える場合にも、相続税は累進課税方式ですので超過額を抑えれば節税が大きく効いてきます。

相続税において考えておかなければならないのが、資産の評価方法です。

まず、現預金はそのままの額が評価額になります。

上場株式や上場投資信託の場合、①被相続人の死亡日の終値、②死亡月の終値平均、③死亡前月の終値平均、④死亡前々月の終値平均のうちの最も低い価格になります。最近では株式口座は電子化されていますので、残された家族がきちんと追跡できるように情報を整理しておくことも欠かせません。金融資産を生命保険に振り替えておくと、上記の基礎控除の他に、法定相続人1人に付き500万円の控除が受けられますので一考に値します。

節税効果を出す方法として、不動産への切り替えもあり得ます。土地は路線価で評価され公示価格の80%程度になります。家屋は固定資産税評価額で評価され時価の60%程度に抑えられます。つまり、他の金融資産から不動産に切り替えることによって、相続資産の評価額を低く抑えられ、結局相続税の節税につながります。更に小規模宅地特例が受けられれば80%減額される可能性もあります。

ただし、不動産の相続にはややこしい場面が想定されます。次世代の子供たちの数だけ、均等な価値の不動産を残せばよいのですが、そうでない場合には、引き継ぐ財産の価値が均等になるように別の金融資産を残さなければ、争いの元を作ってしまうことにもなり得ます。不動産に切り替えるための不動産仲介手数料、登録免許税、固定資産税などの費用も見越した検討が欠かせません。タワーマンション節税という言葉聞いたことがある方もいらっしゃると思いますが、2022年4月に最高裁が画期的な判決を出したのを契機として、政府はマンションの評価方法を変えました。現在では以前ほど節税は期待できません。

不動産の数が1つだけで、次世代に引き継がれたら、売却して相続人間で公平に現金を分けるという場合も多くあります。その場合には引き継いで売却した人に譲渡所得税がかかります。その場合、譲渡所得から購入時の取得価格を差し引くことができますので、購入時の売買契約書をきちんと残しておいて子供たちに引き継ぐことが大切です。もしそれがなかったら、取得価格は売却額の5%と評価され、子供たちが多額の譲渡所得税を負担することになってしまいます。

高齢の方が、万一認知症などになったら、金融資産の処分はできなくなりますので、対策は早めに着手することがお勧めです。当事務所では、相続の専門事務所として、税制も考慮したファイナンシャルプランニングを提供していますので、どうぞお気軽にご相談ください。